

○財務省告示第二十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあっては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成三十年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名

輸入数量

一五	一四の二	一四	一三	一二	一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
五九五トン	四〇八、九三四トン	八九六、八一五トン	四、三一二、四四一トン	五三、二二七トン	七、九九三トン	六、七六〇トン	三九、六六二トン	六トン	六トン	四トン	九一五トン	四八、三〇七トン	一八トン	四六・四トン	○トン

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二〇	一九	一八	一七	一六
三四二トン	六トン	九、六一五トン	一、八五五トン	○トン	五三トン	五、二八五トン	二一三トン	二四、五〇〇トン	三八四トン	一二、二〇四トン	一〇九、三二一トン	一〇、二〇五トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入

数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名		輸 入 数 量
一四	一三	
		四、一八八、七一八トン 二五〇、一一八トン